２　法第六十三条の五第一項第十一号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため暗号資産交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（あらかじめ届け出ることを要しない場合）

第十一条　法第六十三条の六第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　取り扱う暗号資産についてその取扱いをやめようとする場合

二　取り扱う暗号資産に用いられている技術又は仕様の変更を理由として当該暗号資産の保有者に対して新たな暗号資産が付与される場合（暗号資産交換業の業務に関してあらかじめ知り得た場合を除く。）

三　暗号資産交換業の内容又は方法のうち、次に掲げる事項以外の事項を変更しようとする場合

イ　暗号資産交換業の種類又はこれに準ずる事項

ロ　暗号資産交換業の利用者からの申込みの受付方法

ハ　法第六十三条の十一第一項及び第二項の規定による暗号資産交換業の利用者の金銭及び暗号資産に係る管理の方法

ニ　法第六十三条の十一の二第一項の規定による履行保証暗号資産に係る管理の方法

（変更の届出）

第十二条　暗号資産交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

２　法第六十三条の五第一項第十号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため仮想通貨交換業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

［条を加える。］

（変更の届出）

第十一条　仮想通貨交換業者は、法第六十三条の六第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一　商号を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面及び別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二　資本金の額を変更した場合　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

三　営業所の設置、位置の変更又は廃止をした場合（第十号に掲げる場合を除く。）　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書

四　取締役等に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　新たに取締役等になった者に係る第六条第二号、第四号及び第五号に掲げる書類並びに当該変更に係る同条第六号に掲げる書類

ロ　新たに取締役等になった者の婚姻前の氏名を当該新たに取締役等になった者の氏名に併せて当該変更届出書に記載した場合において、イに掲げる書類（第六条第二号に掲げる書類に限る。）が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ハ　別紙様式第三号により作成した法第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面